

【個人情報取扱事務届出書の見直しの理由及び概要】

1 見直し経緯及び理由

平成25年から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）の施行，さらに今年度から特定個人情報保護評価に関する規則（特定個人情報保護委員会規則第1号）の施行に伴い，自治体では新たに個人番号を取扱うこととなった。個人番号の取扱いについては，国民への影響を考え様々な保護措置がとられており，柏市個人情報取扱事務届出書（以下「届出書」という。）でも個人番号の取扱いについて記載項目を追加し，市民へ公表するのが適当と考えた。さらに，個人情報取扱事務届出制度を開始してから10年が経過し，これまで届出書の見直しを行っていなかったため，全体的な届出書の見直しを図ることとした。

2 主な見直し箇所

(1) 柏市個人情報取扱事務届出要領について

ア 個人情報取扱事務の範囲を原則文書管理表の第3分類を基準とすること

イ 開始と変更の届出書の様式を分離

(2) 柏市個人情報取扱事務届出書記入方法について

ア 取り扱う個人情報の記載する範囲の考え方を変更

イ 項目イの記録項目具体例の一覧を追加

(3) 様式について

ア 「届出番号」の追加

イ 項目イの項目の追加及び修正

ウ 項目ウの「同一実施機関内の利用」の目的内利用の項目追加

エ 項目イからエまでに項目番号の記入の追加

オ 「個人番号の取扱い根拠」の項目追加

カ 「外部委託の有無」の項目追加